

指定管理者公募要項等に関する質問回答（臨港パーク）

No.	種別	項目	質問	回答
15	業務仕様書	17 ページ	<p>建築基準法第 12 条による定期点検について、対象となる建築物・建築設備・昇降機・防火設備について明確に図示してください。</p> <p>また、点検内容・仕様・頻度・報告方法等で決まりがあれば併せてご教示ください。</p>	<p>対象となる建築物及び各設備については別途情報提供しますので、賑わい振興課にご連絡ください。点検の内容等については、法令等のために準拠してください。</p>
18	業務仕様書	19 ページ	<p>建築基準法第 12 条による定期点検について、前回平成 27 年の公募の際の業務仕様書に記載はありませんでしたが、今回追加された理由をご教示ください。</p> <p>また、対象となる建築物・建築設備・昇降機・防火設備について明確に図示してください。点検内容・仕様・頻度・報告方法等で決まりがあれば併せてご教示ください。尚、直近の建築確認では、現在、文化観光局所管のプラザ地下駐車場と一体の建築物のため分離することは困難ですが、対象範囲をご教示ください。（因みに、文化観光局に移管される前の助成公社の見解では、駐車場は建築基準法 12 条点検の対象外とのことで、これまで点検は実施しておりません。）</p>	<p>当該施設を含む建築物の所有者変更により、今回から点検対象となるため記載したものです。</p> <p>対象となる建築物及び各設備については別途情報提供しますので、賑わい振興課にご連絡ください。点検の内容等については、法令等のために準拠してください。</p>
20	業務仕様書	22 ページ	<p>建築基準法第 12 条による定期点検の対象に該当する建築物であれば建築確認（計画通知）をご教示ください。また、対象となる建築物・建築設備・昇降機・防火設備について明確に図示してください。</p> <p>みなとみらいさん橋及び同附属旅客施設は、国土交通省の事務連絡に基づき、海洋建築物として整備されたものと認識しておりますが、基準に基づいた点検を実施する場合、関係基準に適合している資料についても、併せてご提示ください。</p> <p>また、点検内容・仕様・頻度・報告方法等で決まりがあれば併せてご教示ください。</p>	<p>計画通知の通知書番号は「第 3 計 35 号」です。</p> <p>対象となる建築物及び各設備については別途情報提供しますので、賑わい振興課にご連絡ください。海洋建築物ではありますが点検について特別に定められた基準はありませんので、建築基準法に基づいて点検してください。点検の内容等については、法令等のために準拠してください。</p>